

背景

1 建設発生土に係る社会的要請

令和4年7月に施行された盛土条例や、令和5年5月施行予定の盛土規制法に伴い、建設発生土の処分が困難になることが懸念(受入費用の高騰、処分場の閉鎖など)  
 ⇒ **このままでは官民工事とも行き詰まるおそれ**

2 資源としての建設発生土の有効利用

年間約50万m<sup>3</sup>の処分量に対し、ほぼ同程度の盛土新材を購入している。建設発生土有効利用率の目標値80%に対し、現状は70%程度と目標に達していない。  
 ⇒ 発生抑制、利活用を促進し、建設業における**環境負荷の軽減と循環型社会の構築**が必要

基本方針策定の目的

【目的】

- 建設発生土の資源としての循環を促進するための基本的な方針を定め、各種の施策を実施する。

【基本的考え方】

- 事業計画立案時点から発生抑制、利活用を盛り込んだ計画
- 発生抑制 → 利活用促進 → 適正処分

- 建設リサイクル推進計画2020(国交省)における建設発生土の**有効利用率\*80%(R6達成基準値)達成**
- 将来的には有効利用率100%、残土処分ゼロを目指す!

※有効利用率  

$$= \frac{\text{現場内利用} + \text{工事間流用等}}{\text{発生量}}$$

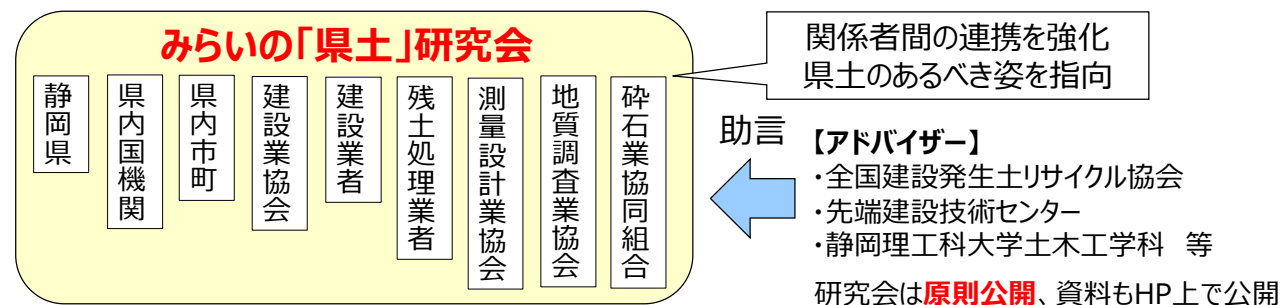
研究会の設置(健全な県土の発展のために)

建設発生土の適正処理なくして健全な県土の発展なし!

【目的】

官民の建設関係者が参加する『**みらいの「県土」研究会**』を設置し、情報共有を図りながら、建設発生土を取巻く諸課題について議論し、建設発生土に関する官民プロジェクト“**ふじのくに土プロジェクト**”を推進

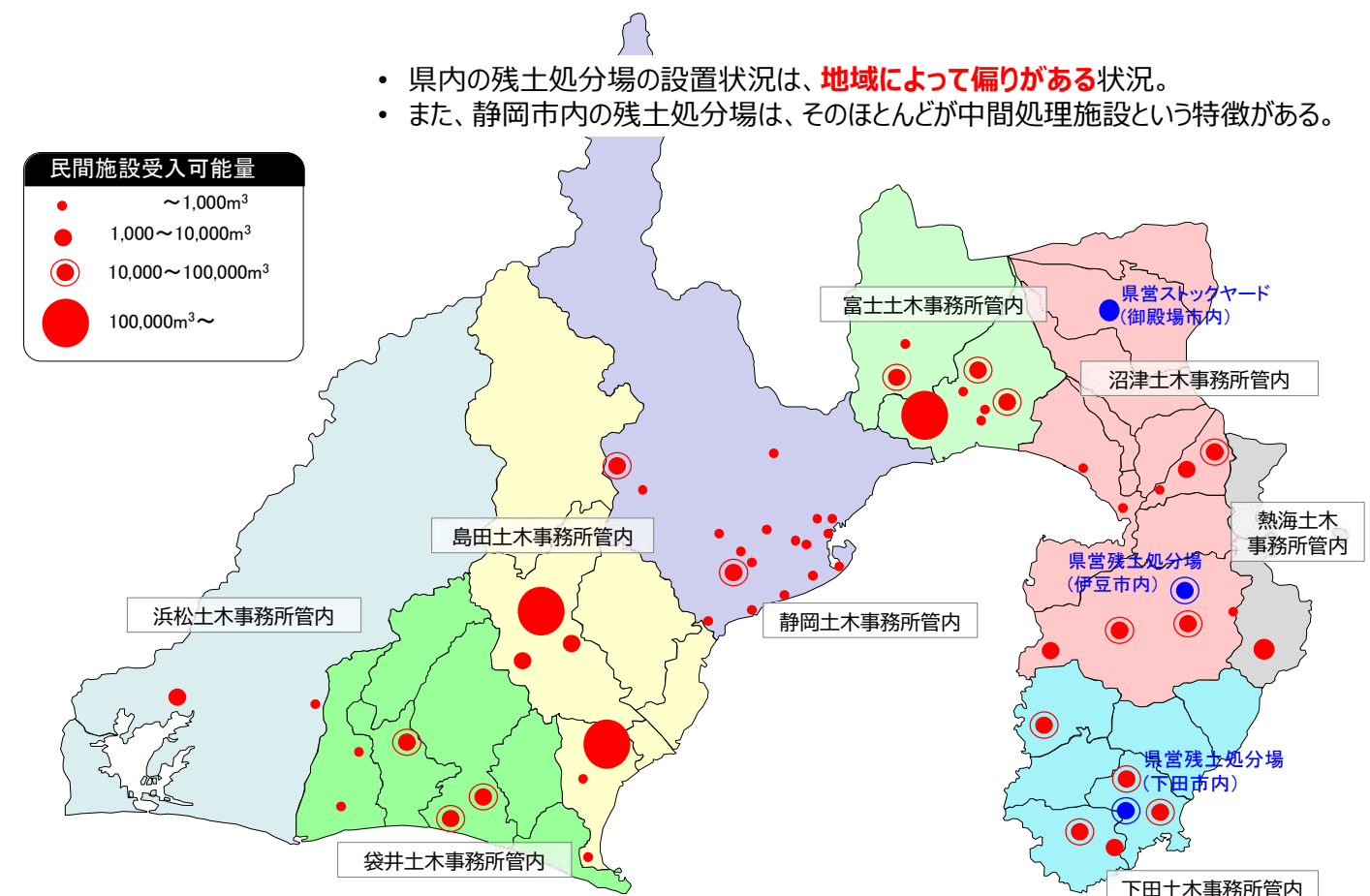
県内の建設業全体で持続可能な建設発生土の処理を実現!!



- 建設発生土の発生抑制、利活用促進、適正処分に関すること
- 建設発生土情報の共有に関すること
- 建設発生土処理施設に関すること
- 建設発生土の利用基準、土質改良土等の品質基準に関すること
- 建設発生土に関する県民の理解促進に関すること

研究会の意見を踏まえ、県は対策を決定し、官民でプロジェクトを推進

建設発生土受入施設位置図(県技術調査課で把握する施設)



※R4.10時点の情報を反映(現在受入停止している施設有)

## 各地区の状況

<b>共通</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱海土石流災害以降、残土のイメージが悪化。民間単独では処分場の整備が難しい。</li> <li>民間事業者が耕作放棄地の田畑転換などで処分先を確保してきたが、県盛土条例の施行に伴い、難しくなっている。</li> <li>最近では土砂の発生量が多く、確保した処分先がすぐに埋まってしまう。</li> </ul>
<b>下田</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>松崎町・東伊豆町には処分場がなく、伊豆市、伊東市の処分場への搬出が常態化</li> <li>県の大賀茂処分場の供用開始により下田市周辺は当面は処分場確保</li> </ul>
<b>熱海</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形上、新規処分場の適地が極端に不足</li> <li>熱海市内の工事は県外（神奈川県真鶴町）や市外（函南町）に搬出。搬出先の受入制限により処分場確保が困窮するおそれ</li> </ul>
<b>沼津</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>駿東地区には処分場がないため、県外（神奈川県）や市外（沼津市）へ搬出。搬出先の受入制限により処分場確保が困窮するおそれ</li> <li>三島市内も処分場がないため、市外へ搬出</li> </ul>
<b>富士</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面は既存処分場が活用できるものの、受入容量の拡大は望めない</li> <li>富士市の最終処分場は市外の土砂を受け入れているため、富士市内で発生する土砂の受入れを制限しなければならない状況</li> </ul>
<b>静岡</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>静岡市内には最終処分場がなく、殆どの処分先は中間処理場（土質改良プラント）。なお、改良土の利用先がないため、中間処理場を経由して、市外にて最終処分</li> </ul>
<b>島田</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面は防潮堤工事への搬出が可能</li> </ul>
<b>袋井</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当面は防潮堤工事への搬出が可能</li> </ul>
<b>浜松</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>湖西地区は処分場がほとんど無く、県外（豊橋市）へ搬出。搬出先の受入制限により処分場確保が困窮するおそれ</li> <li>天竜地区は処分場がひっ迫しているため、市外（磐田市、袋井市）へ搬出</li> </ul>

## 利活用促進（土を無駄にしない）

土を使う取組

対策区分	対策内容
1 スtockヤードの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 有効利用率向上を目的とした官民連携によるストックヤードの整備・運営</li> <li>② 大規模土地利用事業との連携</li> <li>③ 建設発生土搬出・受入計画の調整（利用調整システムの導入）</li> </ul>
2 品質確保及び環境安全性確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 発生土利用基準に基づいた品質管理の徹底</li> <li>② 環境基準の適合確認</li> </ul>
3 土質改良土の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 土質改良土の品質基準の設定</li> <li>② 盛土材・埋戻材への土質改良土使用の原則化</li> <li>③ 土質改良プラント認証制度の活用</li> <li>④ 移動型土質改良機の活用による現場再利用の促進</li> </ul>
4 公共工事間での利活用拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 静岡県建設発生土マッチングシステム(SSM)の活用促進【実施済】</li> <li>② 国の建設発生土情報交換システムの活用</li> </ul>
5 民間工事とのマッチング	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 静岡県建設発生土マッチングシステム(SSM)の活用促進【実施済】</li> <li>② 国の建設発生土官民有効利用マッチングシステムの活用</li> </ul>

## 発生抑制（土を出さない）

土を減らす取組

対策区分	対策内容
1 切土盛土断面の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 設計・計画における切盛りバランスの徹底</li> <li>② 切盛りを考慮した地盤高の設定</li> <li>③ 3次元データを利用したきめ細かい土量算出</li> </ul>
2 発生抑制工法の採用	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自然斜面を存置する工法を採用</li> <li>② 法切りに替え土留め工を採用し掘削断面縮小</li> <li>③ 掘削量を最小化可能な工法の積極的採用</li> <li>④ 管路等工事では非開削、管更生工法を採用</li> <li>⑤ 発生抑制に資する新技術・新工法の積極的活用</li> </ul>
3 現場内利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 購入土の使用抑制（原則不可）</li> <li>② 盛土材・埋戻材への現場発生土の再利用徹底</li> <li>③ 盛土材・埋戻材への現場発生不良土の改良による再利用徹底</li> <li>④ 移動型土質改良機の活用による現場再利用の促進</li> <li>⑤ ソイルセメント工法（CSG）の活用推進</li> </ul>
4 技術基準類の見直し（発注者の意識改革）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 工法比較の際は経済性だけでなく発生抑制の観点も評価することを基準類に明記（業務委託共通仕様書・各事業設計の指針や手引き）</li> </ul>

## 適正処分（不適切な処分をしない・させない）

土をしまう取組

対策区分	対策内容
1 指定利用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 適正な搬出先等の指定による条件明示</li> <li>② 適正な処分費・運搬費の計上</li> </ul>
2 建設発生土処理施設情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 民間残土処分場、ストックヤード、土質改良プラントの把握・公開</li> </ul>
3 民間残土処理施設の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 民間事業者による残土処理施設設置への技術的支援</li> </ul>
4 計画制度の強化（資源有効利用促進法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 計画作成の対象工事の拡大（搬出土砂量1,000m<sup>3</sup>以上→500m<sup>3</sup>以上） ※県工事は従前から規模に関わらず計画作成</li> </ul>
5 搬出先の明確化（資源有効利用促進法）	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 計画の現場掲示の義務付け</li> <li>② スtockヤード運営事業者の登録制度（大臣登録）</li> </ul>
6 土砂搬出入トレーサビリティの確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 排出後の土砂受領書等の確認を義務化</li> <li>② ICT技術や関連DX商品・アプリを活用した土砂運搬管理の適正化・効率化</li> </ul>
7 河川の維持掘削土の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 残土処分場への搬出抑制</li> <li>② 河川維持管理計画への搬出場所の位置付け</li> <li>③ 海岸領域への土砂還元</li> </ul>
8 新たなウォーターフロントの創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 港湾計画と連携した港湾拡張等</li> </ul>